

## 吉見浄水場物品銘柄選定等委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、吉見浄水場物品銘柄選定等委員会（以下「銘柄選定委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 銘柄選定委員会では、吉見浄水場で購入又は賃借する有形固定資産（土地を除く）の銘柄選定等（調達仕様の決定を含む）について調査審議することができる。

ただし、1件100万円以上の固定資産であって、特定の一の銘柄を選定する場合を除く。

### (組織)

第3条 銘柄選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 場長

委員 副場長、部長

2 銘柄選定委員会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (運営)

第4条 銘柄選定委員会は必要の都度、委員長が招集する。

2 銘柄選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (事務局)

第5条 銘柄選定委員会の事務局は総務部に置く。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、銘柄選定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。